

老発0331第15号

平成29年3月31日

各 地方厚生（支）局長 殿

厚生労働省老健局長

（公印省略）

平成29年度における地域包括ケア推進課が行う
老健局関係の業務について（通知）

平成29年度における地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務について次のとおり定めたので、通知する。

本通知は、各地域包括ケア推進課が行う地域包括ケアシステムの構築の支援に関する基本的な業務の共通化を図ることを目的としており、本通知に記載のない業務を行うことを妨げるものではない。

1 地域包括ケア推進課が行う老健局関係業務の基本的な考え方

地方厚生局健康福祉部地域包括ケア推進課及び四国厚生支局地域包括ケア推進課（以下「推進課」という。）においては、各地方厚生（支）局の管内における地域包括ケアシステムの構築の支援に関する業務及び地域包括ケアシステムの構築に関する補助金等の交付に関する業務を行う。

地域包括ケアシステムの構築については、基礎自治体である市町村が中核的役割を担っており、都道府県は、広域的な見地から市町村に対する支援を行う役割を担っていることから、推進課は、都道府県の役割を尊重し、都道府県に対する支援業務を行うことを基本とする。

2 平成29年度における老健局関係の推進課の業務

平成29年度は、地域支援事業のうち、介護予防・日常生活支援総合事業の完全実施後の初年度であり、また、包括的支援事業のうち、在宅医療・介護連携推進事業、認知症総合支援事業、生活支援体制整備事業については、完全実施の前年度に当たる年であること、更に高齢者の自立支援と要介護状態の重度化防止に向けた保険者機能の強化等の方向性も踏まえ、下記の取組を実施するようお願いしたい。

(1) 地方厚生（支）局地域包括ケア推進本部の運営

地域包括ケアシステムの構築の支援については、地方厚生（支）局長の主導の下、地方厚生（支）局内の他の部署からの支援も得ながら総合的に取り組むことが必要と考えられることから、各地方厚生（支）局に設置されている地域包括ケア推進本部を開催し、自治体等の課題やその解決に資する支援方策の検討等を行うことが望ましい。

(2) 地方厚生（支）局の外部の関係者の意見等の聴取

地域包括ケアシステムの構築の支援を的確に実施するため、以下を参考に、各地方厚生（支）局の実情に応じて外部の関係者の意見等を聴く場（以下「意見交換会という。）を設けることが望ましい。

ア 外部の関係者の例

- ・都道府県
- ・政令指定都市
- ・中核市
- ・学識経験者
- ・保健医療福祉関係団体

イ 意見交換会の内容

- ・地域包括ケアシステムの関係者の課題等に関する意見交換等
- ・地方厚生（支）局が行う業務に関する意見交換等

(3) 地域支援事業（(4)イに係る事業を除く。）に関する業務

ア 地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

市町村における地域支援事業（介護保険法（平成9年法律第123号）第115条の45に規定する地域支援事業をいう。以下同じ。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及びイに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

イ 地域支援事業交付金の交付等

地域支援事業交付金（介護保険法第122条の2の規定に基づく交付金をいう。）について、地域支援事業交付金交付要綱（平成20年5月23日厚生労働省発老第0523003号厚生労働事務次官通知）に基づく交付に当たり、老健局と連携を図りながら、事前協議、交付申請、実績報告、交付額の確定等の事務のうち、一定の事務を行う。

（4）認知症施策に関する業務

ア 認知症施策の普及・啓発

認知症施策推進総合戦略（新オレンジプラン）等の認知症施策について、老健局と連携を図りながら、講演の実施、関係行事への積極的な参加等認知症施策の普及・啓発に資する取組を行う。

イ 認知症施策に係る地域支援事業の実施状況の把握、助言、支援

地域支援事業のうち、認知症初期集中支援チーム及び認知症地域支援推進員に関する事業（介護保険法第115条の45第2項第6号の規定に基づく事業をいう。）の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握した内容及び（3）イに示す地域支援事業交付金の交付に関する業務を通じて把握した状況等を踏まえ、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

ウ 認知症施策に係る各種事業の実施状況の把握、助言、支援

若年性認知症支援の推進、市民後見人活動の推進等に資する取組の実施状況、実施に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、都道府県等に対する必要な助言及び支援を行う。

(5) 地域医療介護総合確保基金（介護分）に関する業務

地域医療介護総合確保基金（地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律（平成元年法律第64号）第6条に規定する基金をいう。）に基づく事業（同法第4条第2項第2号ハ、ホ及びヘに規定する事業に限る。）の管内都道府県における実施状況や課題等について、老健局と連携を図りながら、当該基金の残高及び執行状況に係る調査や事業見込み量（所要額）に係る調査等により把握し、都道府県に対する必要な助言及び支援を行う。

(6) 地域包括ケアシステム等の普及・啓発

地域包括ケアシステムに関する施策について、老健局と連携を図りながら、都道府県等が行う取組との関係に留意しつつ、講演の実施、関係行事への積極的な参加等、これら施策の普及・啓発に資する取組を行う。

あわせて、老健局が地方厚生（支）局の区域等ごとにブロック会議、研修会等を開催する場合においては、その企画立案段階から協力するとともに、開催のための連絡調整、資料作成、運営等を行う。

(7) 介護保険事業（支援）計画に関する進捗状況等の把握、助言、支援

介護保険事業（支援）計画（介護保険法第117条第1項及び第118条第1項に規定する市町村介護保険事業計画及び都道府県介護保険事業支援計画をいう。）の作成に関する進捗状況、作成に当たっての課題等について、老健局と連携を図りながら、管内の都道府県を通じて把握し、課題のある市町村及び都道府県に関しては当該都道府県に対して必要な助言及び支援を行う。

3 老健局の支援

老健局は、推進課が行う2の各業務に関して、推進課と相談しながら、企画立案、情報の提供、資料の作成支援、助言等を行う。